

第7期第1回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和7年7月24日（木）17:00～19:00

開催方法：対面及びオンラインによるハイブリッド開催

議事次第

入室（資料確認）

- 1 開会
- 2 青少年部長挨拶
- 3 事務局挨拶
- 4 議事
第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 5 その他
- 6 閉会

〔配付資料〕

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿
- ・ 資料2 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿
- ・ 資料3 第2期横浜市子ども・子育て支援事業点検・評価について
- ・ 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

第7期 横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 委員名簿

【敬称略 50音順】

任期:令和6年11月1日～令和8年10月31日

	所属・役職 等	氏名
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	たかすぎ ようこ 高杉 陽子
2	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか 理事長	しまだ のりたか 島田 徳隆
3	立教大学 コミュニティ福祉学部 特任教授	つとみ ひろし 津富 宏
4	駒澤大学 総合教育研究部 教授	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
5	横浜市立中学校長会(市場中学校 校長)	ひらもり よしのり 平森 義教
6	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一
7	横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科 教授	みわ のりえ 三輪 律江
8	神奈川県弁護士会	やお きとし 矢尾 寛史
9	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	やなだ りえこ 梁田 理恵子
10	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)	よこた たかゆき 横田 孝行
11	横浜創英大学看護学部看護学科 教授	よこやま けいこ 横山 恵子

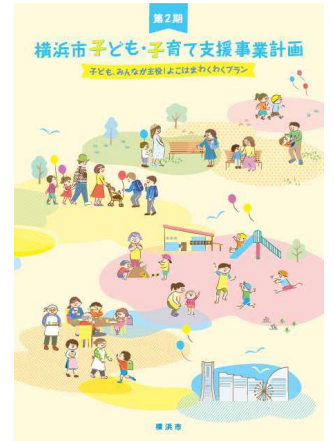
横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 事務局名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
青少年部長	<small>たぐち</small> 田 口 <small>かなえ</small> 香 苗
青少年育成課長	<small>もりわき</small> 森 脇 <small>みやこ</small> 美 也 子
青少年相談センター所長	<small>やまさき</small> 山 崎 <small>みなこ</small> 三 七 子
青少年育成課担当係長	<small>じんだ</small> 陣 田 <small>つばさ</small> 翼
青少年育成課担当係長	<small>ひがし</small> 東 <small>あきのり</small> 明 徳
青少年相談センター副所長	<small>おおつ</small> 大 津 <small>きえこ</small> 草 絵 子
青少年相談センター相談支援担当係長	<small>やまだ</small> 山 田 <small>まい</small> 麻 依
企画調整課長	<small>はら</small> 原 <small>ひろ</small> 弘 <small>たけ</small> 岳
企画調整課担当係長	<small>ごとう</small> 後 藤 <small>ゆうすけ</small> 佑 介
こども家庭課長	<small>ふじなみ</small> 藤 浪 <small>ひろこ</small> 博 子

第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について ＜令和 6 年度分＞

1 点検・評価の実施

第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和 2～6 年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主要事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。



2 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点で点検・評価を行います。

3 点検・評価の方法

(1) 進捗状況

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、令和 6 年度の実績について目標に対する進捗率(X)を、4 段階で評価します。

なお、想定事業量が「推進」等により、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ （計画以上に進んでいる）
A	$120\% > X \geq 90\%$ （概ね計画どおりに進んでいる）
B	$90\% > X \geq 50\%$ （計画より若干遅れている）
C	$50\% > X$ （計画より大幅に遅れている）

(2) 有効性

各施策の主要事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを 4 段階で評価します。

評価	内容
S	市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
A	市民生活等を向上させることができた
B	市民生活等を向上させることができたとは言えない
C	市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

4 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 4 の一部、基本施策 5～9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 4 の一部
放課後部会	基本施策 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 3

【参考】各部会で所掌する各施策・主な事業等

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策 1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○※ 1	○※ 2		
基本施策 2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※ 3	○※ 4
基本施策 3	若者の自立支援施策の充実				○
基本施策 4	障害児への支援の充実	○※ 5	○※ 6		
基本施策 5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策 6	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策 7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	○			
基本施策 8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	○			
基本施策 9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進	○			

※ 1 病児保育

※ 3 放課後施策、プレイパーク

※ 5 障害児施策全般

※ 2 保育・教育全般

※ 4 放課後施策、プレイパーク除く

※ 6 障害児保育・教育

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点					R6年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
2	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年	236,684人/年	334,378人/年	500,142人/年	550,488人/年	580,689人/年	B	青少年育成課

<これまでの主な取組>

3	青少年が安全で安心して過ごせる居場所を充実させ、多様な体験活動ができる機会を創出することを目的として、青少年地域活動拠点や青少年関係施設の運営、事業を実施しました。こどもたちが行きたくなる居場所とするため、南区の地域活動拠点においてこどもたちの声を聴くワーキングを開催しました。また、高校生世代の居場所や相談先を見つける横浜市情報サイト「ふぁんみつけ」について、SNSを活用した広報を行いました。
---	--

<今後の取組の方向性>

4	引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の提供により、こども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。また、プログラムの充実を図り、体験活動の参加者数の増に繋がります。青少年関係施設や青少年の地域活動拠点においては、学校などの関係機関や利用する中高生などのニーズを把握し、利用者の増に向け取り組んでいきます。
---	---

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点							R6年度		備考	R6年度	所管課	
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)		
2	青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	B	A	令和6年度の利用者について、前年より増加している。	126,573	青少年育成課
3	子ども・青少年の体験活動の推進	自然・科学体験等プログラム実施回数	4,081回/年	4,250回/年	1,745回/年	2,153回/年	3,213回/年	3,532回/年	3,768回/年	3,768回/年	B	A		380,874	青少年育成課
5	青少年育成に係る人材育成等の取組	研修会等参加人数	9,922人/年	33,173人(5か年)	4,593人/年	10,947人(2か年)	17,828人(3か年)	25,332人(4か年)	31,161人(5か年)	31,161人(5か年)	A	A		287,966	青少年育成課
6	青少年育成に係る広報・啓発の実施	-	(実施)	(推進)	青少年を対象にヒアリング調査を実施	高校生世代を対象とした相談機関の紹介ポータルサイトの開設(「ふぁんみつけ」)	サイトの運用及び広報啓発	SNSでのサイト周知及び啓発動画の作成	X(旧Twitter)上での広報及び大学生の生活紹介等の活動レポートを掲載		B	A		1,700	青少年育成課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	実績 ※各年度の年度末時点						R6年度 進捗状況	所管課
			R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
1	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年	1,080人/年	1,516人/年	1,703人/年	1,759人/年	1,678人/年	A	青少年育成課 青少年相談センター
2	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人(累計)	1,547人(累計)	482人(累計)	697人(累計)	901人(累計)	1,158人(累計)	1,435人(累計)	A	青少年育成課

<これまでの主な取組>

1	若者自立支援機関(青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション)における若者の自立に向けた相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて、本人の状態に応じた支援に取り組み、74%の方に状態の安定・改善が見られました。
2	よこはま型若者自立塾においては、令和5年度からの事業内容を見直し、一定の支援期間を定めたくえで効果を図る事業としました。令和5年度からは、運営法人が変更になったことに伴い、新たに利用者を募集するとともに、関係機関等との新たな関係を構築しながら利用者をつなげてもらう必要が生じましたが、令和6年度は関係機関からのつながりが増え、利用者は増加しました。本人が希望する次の進路を目指せるよう、座学や体力づくり、体験活動などを通じて、自分のありたい姿を支援者と利用者がともに設計することで約96%の方が進路先を自分で決定し、進むことができました。
3	来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、39歳までの方とご家族などを対象に、毎日14~21時の間、専門の相談員がLINEチャットによる相談を実施しました。令和6年度は5,381件の相談対応を行いました。
4	生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣(簡単な調理、歯磨き、宿題など)の習得のための支援を行う寄り添い型生活支援事業を、18区21か所で実施しました。併せて、事業の効果的な展開の方法や支援の充実に向け、実施施設の新規設置基準の再整理及び事業内容の効果検証等のための調査を行いました。また、支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化に取り組みました。
5	ヤングケアラーの正しい理解を深めるとともに地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報啓発や支援者向け研修を実施しました。広報啓発では、小学生でも興味を持って読み進められるようウェブサイトの内容をリニューアルをしました。また、市内の小・中・高校生に対して、相談カードや「子どもタウンニュース」を配付し、ヤングケアラーに関する理解促進と相談先の周知を図りました。さらに、ヤングケアラー本人の負担軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体への立ち上げ・運営費用の補助を行いました。その結果、新たに2団体が加わり、現在は4団体による支援体制が整っています。加えて、新たにSNS相談を、よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施しました。庁内における支援体制の構築に向けては、庁内連絡会を開催し、子どもと家庭の相談支援に従事する職員がヤングケアラーを正しく理解し、各担当部署が連携して適切な支援を行えるよう「横浜市ヤングケアラー支援の手引き」を作成しました。
6	青少年相談センター及び地域ユースプラザにおいて、利用者(本人・家族)からの意見を聞くため「利用者アンケート」を実施しました。アンケート結果では、90%以上の利用者が「満足」「やや満足」と回答されています。今後も支援の充実に取り組んでいきます。

<今後の取組の方向性>

1	困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。
2	来所や電話でつながりにくい子ども・若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を年末年始を含め引き続き、毎日実施します。寄せられた相談内容に応じて専門機関等に適切に繋ぐ仕組みを検討していきます。
3	寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が安定的・継続的に生活習慣の習得ができるよう、令和6年度に行った調査結果を踏まえ支援の充実に向け検討します。
4	ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や研修を実施するとともに、子ども・若者育成支援推進法の改正を踏まえ、新たに早期発見・把握、支援に繋げるため、アンケートによる実態調査をモデル実施します。

第2期横浜子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量		実績 ※各年度の年度末時点						R6年度		備考	R6年度	所管課
		計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性	予算額 (千円)			
1	青少年相談センター事業	実利用人数	819人/年	820人/年	887人/年	988人/年	1,064人/年	997人/年	925人/年	A	S	利用者の90%について、状態が安定・改善している。また、利用者アンケートを回答した99%の方が「満足」「やや満足」と回答している。	61,064	青少年相談センター
2	地域ユースプラザ事業	実利用人数	952人/年	1,210人/年	722人/年	868人/年	884人/年	916人/年	801人/年	B	A	利用者の93%について、状態が安定・改善している。また、利用者アンケートを回答した96%の方が「満足」「やや満足」と回答している。	136,688	青少年相談センター
3	若者サポートステーション事業	実利用人数	1,639人/年	1,740人/年	1,294人/年	1,206人/年	1,299人/年	1,302人/年	1,426人/年	B	A	利用者の60%以上について、状態が安定・改善している。 (若者サポートステーション事業と生活困窮状態の若者に対する相談支援事業の合算)	46,419	青少年育成課
4	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	実利用人数	444人/年	560人/年	421人/年	480人/年	621人/年	590人/年	598人/年	A	A	利用者の60%以上について、状態が安定・改善している。 (若者サポートステーション事業と生活困窮状態の若者に対する相談支援事業の合算)	73,202	青少年育成課
5	よこはま型若者自立塾	実利用人数	65人/年	130人/年	81人/年	71人/年	95人/年	22人/年	33人/年	C	A	令和6年度事業利用終了者の100%が安定・改善している。また、利用者アンケートを回答した80%以上の方が利用して良かったと回答している。	22,672	青少年育成課
6	寄り添い型生活支援事業	実施か所数	12か所	23か所	17か所	20か所	21か所	21か所	21か所	A	S	令和6年度事業利用者の90%以上に改善が見られた。受託事業者は、事業者が集まるの連絡会を独自に開催したり、施設見学をしたり、事業へ高い関心を持ってきている。利用者からは居場所としての認識が強く、利用率が伸び、延利用者が多くなっている。	352,137	青少年育成課
7	寄り添い型学習支援事業	-	受入枠:950人	(推進)	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,196人	A	A		303,410	健康福祉局生活支援課
8	青少年の地域活動拠点づくり事業 (基本施策2の再掲)	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	B	A	令和6年度の利用者について、前年より増加している。	66,473	青少年育成課
9	身近な地域に出向いた相談等の実施	実施回数	485回/年	600回/年	479回/年	620回/年	622回/年	695回/年	629回/年	A	S	18区で実施した「ひきこもり等困難を抱える若者支援セミナー・相談会」への参加者は、昨年度から約30%増となり、会場で行ったアンケートでも、90%以上の方が「満足」「やや満足」と回答している。	-	青少年相談センター
10	若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築	実施回数	121回/年	180回/年	234回/年	391回/年	439回/年	366回/年	375回/年	S	S	支援者向け研修の動画配信を行い、視聴回数の合計は2,000回以上となっている。	-	青少年相談センター

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。